

畜産経営者の皆様

配合飼料価格安定制度の加入をお願いいたします

- **配合飼料価格の高騰対策**としては、民間（畜産経営者と配合飼料メーカー）の積立による「通常補填」※¹と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」※²（国と配合飼料メーカーが積立）の二段階の仕組みにより、畜産経営者に対して補填を実施する「**配合飼料価格安定制度**」が**実施**されています。
- **東京都**では、配合飼料価格が高騰していることから、畜産経営者の皆様が負担している**積立金の4/5を補填する**緊急対策を実施します。
- 緊急対策は「配合飼料価格安定制度」の加入が必須となるため、これを機会に安定制度への加入をご検討ください。また、制度への加入については取引を行っている**飼料メーカーにご相談ください**。
- 補助金の支払いに必要となりますので、**基金団体への払い込みを証明する書類は廃棄しないようにしてください**。

※1 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合に発動

※2 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合に発動

本件に関するご質問等は下記までお問い合わせください。

東京都産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当

(03)5320-4843

配合飼料価格高騰緊急対策 一問一答

助成対象者は？

○令和5年4月1日現在、配合飼料価格安定制度に加入している東京都在住で、東京都とその隣接県内に飼育場所を有する畜産経営者です。

助成額は？

○令和5年度積立金(参考:令和4年度積立金 600円/t)の4/5以内となります。

発動の条件は？

○その四半期の「基準輸入原料価格※」が平成26年度から令和3年度までの「基準輸入原料価格」の最高値を上回った場合となります。

※基準輸入原料価格＝原料5品目(とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦)の直前1年間の平均輸入原料価格。ただし、第4四半期については、直前4四半期の平均輸入原料価格の単純平均を用います。

助成を受けるための必要書類は？

○基金団体への積立金の納入が確認できる書面の写しが必要です。

助成の時期は？

○助成金をお支払いいただく団体にお任せしています。ただし、発動の条件を満たすか否かの判断は、その四半期が終わった翌月の半ば以降にしかできませんので(第4四半期分は第3四半期分と同時に判断)早くてもそれ以降となります。

注意事項

○本事業で収集した個人情報は本事業を実施する以外に使用することはありませんが、助成金をお支払いいただく団体にはお伝えしなければなりませんので、予めご了承ください。